



契約約款

ケーブルテレビジョン放送契約約款
CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款
インターネット接続サービス契約約款

株式会社ひまわりてれび玉名営業所

Tel 0968-71-0805

ひまわりてれびの全社員は、個人情報の保護に努めています。ひまわりてれびの個人情報保護についての取り組みやポリシーについてはひまわりてれびのホームページをご覧ください。

ひまわりてれびケーブルテレビジョン放送契約約款

目次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 加入契約

- 第4条 加入契約の単位
- 第5条 加入契約の成立等
- 第6条 最低利用期間
- 第7条 加入契約の変更
- 第8条 加入契約の解除
- 第9条 契約の解除

第3章 サービス

- 第10条 サービスの内容
- 第11条 サービス区域の揭示、閲覧
- 第12条 一時休止

第4章 料金等

- 第13条 料金の適用
- 第14条 利用料
- 第15条 利用料の支払方法等
- 第16条 契約者の利用料延滞による停止
- 第17条 有料チャンネル
- 第18条 利用料の清算
- 第19条 割増金
- 第20条 延滞処理
- 第21条 期限の利益の喪失
- 第22条 債権の譲渡と回収
- 第23条 端数処理

第5章 施設

- 第24条 機器等の貸与
- 第25条 施設の設置及び費用の負担等
- 第26条 故障
- 第27条 便宜の供与
- 第28条 設置場所の変更

第6章 B-CASカード

- 第29条 B-CASカードの取扱いについて

第7章 雑則

- 第30条 禁止事項

- 第31条 不正視聴
- 第32条 免責事項
- 第33条 権利の譲渡
- 第34条 加入契約書記載事項の変更
- 第35条 契約者等に係る情報の取扱い
- 第36条 通知
- 第37条 合意事項
- 第38条 定めなき事項

第8章 付帯サービス

- 第39条 デジタル放送サービスの情報提供

附 則

料金表

B-CASカード使用許諾契約約款

ひまわりてれびケーブルテレビジョン放送契約約款

第1章 総則

第1条(約款の適用)

株式会社ひまわりてれび(以下「当社」という)は、このひまわりてれびケーブルテレビジョン放送契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます)により、当社が設置する有線テレビジョン放送施設によるサービス(ケーブルテレビジョン放送施設によるサービス及び付帯するサービスとします。以下「本サービス」といいます)を提供します。

第2条(約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条(用語の定義)

この約款において使用する用語は、有線テレビジョン放送法(以下「法」といいます)において使用する用語の例によるほか、それぞれの意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	ケーブルテレビジョン放送サービス	アナログ放送サービス及びデジタル放送サービスを総称していいます。(以下「放送サービス」といいます)
2	加入契約	ひまわりてれびケーブルテレビジョン放送サービスの提供を受けることを目的として締結した加入契約(以下「加入契約」といいます)
3	集合住宅契約	複数世帯が居住する建物で、建物代表者と契約を締結した後、各世帯を契約の単位として行なう加入契約
4	加入申込者	当社に加入契約の申込をした者
5	契約者	当社と加入契約を締結している者
6	セットトップボックス(STB)	デジタル放送サービスを視聴する為に必要なデジタル方式による放送受信機器(以下「STB」といいます)
7	機器等	STB及びリモコンその他の付属品等をいいます。
8	B-CASカード	STBに常時装着することにより地上デジタル、BSデジタル放送を受信するICカード
9	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 加入契約

第4条(加入契約の単位)

加入契約は世帯(同一の住居及び生計をとむにする者の集まり、又は独立して住居もしくは生計を維持する単身者)又は法人ごとに締結するものとします。ただし、同一の世帯又は法人に2本以上の引込を要する場合は、加入契約の単位を引込本数とします。

2. 集合住宅等、1本の引込から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合には、別途建物代表者との契約を締結した後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第5条(加入契約の成立等)

加入契約は、あらかじめこの約款を承認のうえ、当社所定の手続を経て、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 当社が放送サービスの提供を開始した日を、本サービスの利用開始日と定めます。

3. 契約者は、加入契約成立後、料金表に定める支払方法にて工事代金を一括して当社に支払うものとします。
4. 当社は、第1項の規定に係わらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。
 - (1) 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由などにより困難な場合。
 - (2) 加入申込者が、自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合。
 - (3) 加入申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違、記入漏れ等をいう)がある場合。
 - (4) 加入申込者が、当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合。
 - (5) 加入申込者が、未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。
 - (6) 同一住所において、明らかに同一と認められる企業・団体・個人による申込みが重複する場合。
 - (7) 工事代金、料金支払等について、当社が定める方法に従わないおそれがある場合。
 - (8) 加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合。
 - (9) その他、当社の業務に著しい支障がある場合。
5. 当社が、本人性及び年齢並びに建物占有権限の確認の為、身分証等の提示を求めた場合、加入契約の申込みをした者はこれに応じるものとします。
6. 契約による権利は、加入契約書に記載した者にあるものとします。

第6条(最低利用期間)

本サービスには、当社が別に定める最低利用期間があります。

2. 利用契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解除があった場合は、当社が求める期日までに、料金表の定めにより解約料を支払っていただきます。

第7条(加入契約の変更)

契約者は、加入契約の変更を申込むことができます。変更の申込は月単位とします。

2. 加入契約の変更は、第5条(加入契約の成立等)の規定に準じて取扱います。変更の申込方法は当社が定めます。この場合、当社は、契約者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。
3. 変更申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は料金表に定める工事代金をお支払いいただきます。
4. 変更申込を当社が承諾し、機器の設定変更等を行った場合、契約者は料金表に定める手数料をお支払いいただきます。
5. 当社は、契約者の支払遅延等の事情がある場合には、変更を承諾しないことがあります。
6. 加入契約の変更を行った場合には、変更後のサービス利用料に従っていただきます。利用料の変更は、変更を行った翌月となります。このとき、支払状況で利用料の過払い、不足等が発生した場合は、調整をいたします。

第8条(加入契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとするときは、14日前までにそのことを当社所定の書面により当社にその旨を申出るとします。

2. 本契約の解除は、契約者より申し出があり、当社が信号を停止した日をもって解約の日とします。ただし、天災地変等の非常災害により前項の申し出をすることができなかつたものと認められる場合は、当該非常災害の発生の日とすることがあります。
3. 本条第1項により、契約者から当社に解約の申し出があった場合、当社又は当社の指定する業者により当社の施設を撤去するものとし、撤去する施設は第25条(施設の設置及び費用の負担等)第2項によるものとします。
4. 契約者は、解約後に当社に加入する以前に設置していたアンテナ等受信設備の原状回復を申し出ても、当社はその責を負わないものとします。
5. 契約者は、加入契約を解約した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた契約者の補償責任及び義務は失効しないものとします。

第9条(契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 約款に違反する行為があった場合。
- (2) 当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由がある場合。
- (3) 料金、その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行

なう事業所以外において支払われた場合であっても、当社がその支払いの事実を確認できないときを含む。)

- (4) 契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行なったことが判明した場合。
 - (5) 当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、当社の施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスの継続ができない場合。
2. 当社は、前項各号の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。又、契約者は、当社のサービスの提供を停止され解約となった場合は、直ちにこの加入契約による全ての権利を失うものとします。
 3. 本条第1項各号により、加入契約を解除した場合、契約者が別途支払ったNHKのテレビ受信料(衛星放送受信料を含む)と有料放送チャンネルの視聴料等が払い戻されず、契約者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何ら責任を負わないものとします。

第3章 サービス

第10条(サービスの内容)

当社は、本約款に基づき、定められた業務区域内で、当社が設置する有線テレビジョン放送施設により次のサービスの提供を行います。なお、放送サービスの一部又は全部を変更若しくは終了することがあります。

- (1) 再送信サービス
当社が受信・再送信可能な放送事業者のテレビジョン放送を再送信するサービス
- (2) 当社による自主放送の提供サービス
地域に密着した自主制作番組の提供サービス及び地域情報の提供サービス
- (3) 有料放送番組提供サービス
契約者の申込により有料で視聴できる有料チャンネルの提供サービス
- (4) 上記のサービスに付帯するその他のサービス

第11条(サービス区域の揭示、閲覧)

当社は、そのサービスエリアについて、当社の事業所もしくは当社の指定する業者の事業所に揭示し、又は閲覧に供するものとします。

第12条(一時休止)

当社が提供するサービスについて、基本的に一時休止は受け付けられないものとします。

第4章 料金等

第13条(料金の適用)

当社が、提供するサービス等の料金は、利用料、機器及び付属品の料金、有料番組利用料、手数料及び工事代金等を料金表に定めるものとします。

2. 解約による工事代金の返戻はしないものとします。
3. 天変地変等の非常災害により、当社がそのサービスを廃止し、契約者に対するサービスの提供を停止した場合においても、工事代金の返戻はしないものとします。
4. 当社は、加入促進のためサービス期間を設け、料金表の利用料、工事代金の特別割引を行うことがあります。ただし、既契約者に対しては適用しないものとします。

第14条(利用料)

契約者は、当社の業務の提供を受け始めた日の属する月の翌月からこの加入契約の解約を申し出た日の属する月まで、加入契約ごとに、料金表に定める利用料を当社に支払うものとします。

2. 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、利用料の改定をすることがあります。改定をする場合には、事前に当該契約者に通知します。
3. 利用料には、NHKの放送受信料及び衛星放送受信料は含まないものとします。
4. 当社が、第10条(サービスの内容)に定めるサービスを月のうち引続き10日以上行なわなかった場合、その月の利用料は本条第1項の規定にかかわらず、無料とします。

第15条(利用料の支払方法等)

契約者は、第14条(利用料)に定める利用料を後記支払方法により定められた期日までに遅滞なく支払わなければなりません。

2. 契約者が、利用料の支払方法を自動振替による場合は、加入契約書に記載した預金口座振替依頼書に基づいて支払うものとします。
3. 契約者が、利用料の支払方法を自動払込による場合は、加入契約書に記載した自動払込利用申込書に基づいて支払うものとします。

第 16 条(契約者の利用料延滞による停止)

当社は、契約者が第 14 条(利用料)に定める利用料の支払義務を怠った場合は、当社のサービスの提供を停止し、契約解除の処置を講ずることができるとします。

2. 契約者は前項により、当社より当社のサービスの提供を停止され契約解除となった場合は、ただちにこの加入契約による全ての権利を失うものとします。

第 17 条(有料チャンネル)

契約者は、料金表に定める有料チャンネルを視聴する場合、そのチャンネルごとに利用料を支払っていただきます。

2. WOWOWの受信を希望する契約者は、株式会社WOWOWと所定の受信契約を締結することとします。
3. 本条第1項に定める利用料は1日から末日までの1ヶ月単位の料金とし、契約者の1日から末日までの視聴日数にかかわらず本条第1項に定めた料金とします。
4. 本条第1項に定める利用料の支払の開始は、契約者が当社よりサービスの提供を受けた日の属する月からとします。
5. 本条第1項のサービス提供の開始、解約は、契約者が当社に申し出ることにより行います。

第 18 条(利用料の清算)

契約者より解約の申し出があった場合、当社は債務の有無を確認し過払い料金がある契約者の料金清算を 14 日以内に行うものとします。ただし、当社の都合でその処置が遅れた場合はこの限りではなく、その際に発生した超過分の料金については請求しないものとします。

2. 契約者が、契約途中何らかの理由で解約を申し出た場合、過払いの料金を月払いに換算し、経過月分の料金を頂くものとします。ただし、解約の申し出が月をまたいだ場合は、当該月までを清算の対象とします。
3. 第 14 条(利用料)に定める利用料が改定になった場合、契約者は改定日の属する月よりその改定利用料を当社に支払うものとします。ただし、前納額を支払った契約者の未経過期間についてはこれを据置くものとします。

第 19 条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第 20 条(延滞処理)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除く)を定められた期日までに遅滞なく支払わなければなりません。契約者が、契約者の都合により、支払指定日に支払われなかった場合は、遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2. 前項の場合には、契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除く)について、当社が定める期日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。

第 21 条(期限の利益の喪失)

契約者は、料金その他の債務について一部でも履行を遅延したときは、当社の請求により当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をして頂きます。

第 22 条(債権の譲渡と回収)

契約者は、当社が有する契約者の料金その他の債務について債権を譲渡することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

2. 前項の規定により譲渡する債権の取扱いについては、当社と業務契約を締結し、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき許可を受けた債権回収業者にその回収を委託することがあります。この場合、契約者の契約情報及び債権等の情報は債権回収業者に提供されます。

第 23 条(端数処理)

当社は、料金その他の支払いについて、暦月に従って発生した料金等に消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは消費税相当額を加算しません。

2. 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。
3. 実際の請求金額と料金表に規定する税込料金の合計額が異なる場合があります。

第5章 施設

第24条(機器等の貸与)

当社は、契約者に対して、料金表に規定するサービスプランにより、STB及びリモートコントローラ(以下「リモコン」という)、等の付属品を貸与します。

2. 契約者は、本契約解約時に当社にSTB及び全ての付属品を返却するものとします。なお、未返却の場合は、料金表に定める金額を当社に支払うものとします。
3. 契約者は、使用上の注意事項を厳守して貸与品を維持管理するものとします。
4. 契約者は、故意又は過失によりSTB及びリモコンを故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分、又紛失した場合は、料金表に定める金額を適用し、当社に支払うものとします。
5. STBを通常の使用において、故障等が発生した場合は、当社は修理又は代替品を提供します。
6. STBのリモコンは、設置工事完了日から12ヶ月間保障するものとし、この保障期間内において故障が生じた場合には、当社は、無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者がリモコンを本来の用法に従って使用しなかった場合、又は紛失した場合は、この限りではありません。又、保障外及び保障期間外の場合は、契約者が料金表に定める金額にて費用負担するものとします。
7. 契約者は、当社並びに各放送事業者が必要に応じて行なうことがある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
8. 当社が、この約款に基づいて貸与する機器及び設置する設備等に必要電気は契約者から提供していただくものとします。
9. リモコンに付属している電池の交換に要する費用は、契約者の負担とします。

第25条(施設の設置及び費用の負担等)

当社のサービスの提供をするために必要とする施設の設置工事は、全て当社又は当社の指定する業者が行うものとします。

2. 当社は、放送局から契約者宅の保安器までの施設(以下「当社施設」という)の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、契約者は、タップオフから保安器までの維持管理費用を負担するものとします。
3. 契約者は、保安器の出力端子から受信機の入力端子までの施設(以下「契約者施設」という)の設置に要する費用を負担するものとします。
4. 本条第2項、第3項の規定により、当社施設、又は契約者施設は、それぞれの所有、又は占有に帰するものとします。
5. 契約者は、当社のサービスを提供するために必要とする施設と、加入契約以外の受信機等を相互に接続してはならないものとします。
6. 契約者は、契約者の施設設置及びタップオフから保安器までの施設設置のうち敷地内について、あらかじめ地主、家主その他の利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても、当社はその責を負わないものとします。

第26条(故障)

当社は、契約者から当社の提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。

2. 契約者は、当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が契約者の施設による場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。
3. 契約者は、契約者の故意又は過失により当社の施設に故障又は損傷が生じた場合は、その施設の修復に要した費用を負担するものとします。

第27条(便宜の供与)

契約者は、当社又は当社の指定する業者が施設の検査、修理を行なうため、契約者の敷地、家屋、構築物等への出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜の供与をするものとします。

第28条(設置場所の変更)

契約者は、次の場合に限り契約者の施設の設置場所を変更することができます。ただし、移設工事は、全て当社又は当社の指定する業者により実施するものとします。

- (1) 同一敷地内
- (2) 同一敷地外では変更先に当社の施設が設置されている場合
2. 契約者は、前項の規定により契約者の施設の設置場所を変更しようとする場合は、2週間前までに当社にその旨を申し出るものとします。
3. 契約者は、第1項に要する費用を当社に支払うものとします。

第6章 B-CASカード

第29条(B-CASカードの取扱いについて)

B-CASカードをSTBに装着することにより、STBを制御します。B-CASカードの取扱いについては、次の各号によるものとします。

- (1) B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。
- (2) B-CASカードは、契約者による解約又は契約の解除後は、速やかに当社に返却するものとします。又、当社は必要に応じてB-CASカードの交換及び返却を契約者へ請求することができるものとします。
- (3) 契約者は、当社の手配以外によるB-CASカードへのデータ追加、変更並びに改ざんすることを禁止し、それが行なわれたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、契約者が損害賠償責任を負うものとします。
- (4) 契約者が故意又は過失によりB-CASカードを破損又は紛失した場合、もしくは未返却の場合には、契約者はその損害分を当社に支払うものとします。
- (5) 当社は、B-CASカードの再発行を認める場合、本条第1号、第2号に定めるB-CASカードの再発行を行い、契約者はそのB-CASカード再発行費用を支払うものとします。

第7章 雑則

第30条(禁止事項)

契約者は、当社より貸与された機器等を当社の許可なく第三者に貸与、質入及び譲渡してはならないものとします。

2. 契約者が、直接又は間接を問わず、STB等の本体及びコンピュータプログラムの複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。
3. 契約者が、個人的に、又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスを不特定又は多数に対する対価を受けての上映、録画機器、その他の方法による複製及びかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為を禁止します。
4. 不正視聴を禁止します。

第31条(不正視聴)

当社は、下記に該当する場合、不正視聴とみなします。

- (1) 第25条(施設の設置及び費用の負担等)第5項に違反した場合。
- (2) 当社が貸与する機器以外の機器を契約者が独自に入手接続し、サービスの提供を受けた場合。なお、不正視聴可能な機器を設置しているのみ(研究目的、視聴、未視聴にかかわらず、又他人から借りた場合も含む)でも、不正に視聴したものと判断するものとします。
2. 前項に違反した場合は、契約者が当社の業務の提供を受け始めた年月にさかのぼり、当該加入契約に定められた利用料金を別途に当社に支払うものとします。
3. 当社との間に、加入契約を締結することなく当社の施設を利用している者は、これを盗視聴者として次の損害賠償請求を行ないます。
 - (1) 施設に瑕疵がある場合はその復旧に要する全費用。
 - (2) 権利損害金として当社が盗視聴者の受信機が設置されている地域に施設を設置し、業務を開始した日より、不正視聴を当社において確認したときに至るまでの利用料。

第32条(免責事項)

当社は、以下に該当する場合、視聴、録画、録音に支障が生じても責任は負いません。又、損害賠償には応じられません。

- (1) 天災、事変、気象状況による機能停止及び障害。
- (2) 放送衛星、通信衛星の機能停止及び障害。
- (3) 停電による機能停止及び障害。
- (4) 伝送路施設及び契約者施設並びに受信機などに起因する事故。
- (5) 番組内容及び放送チャンネルの変更。
- (6) 当社施設の維持管理の必要上、当社サービスが一時的に停止する場合。
- (7) その他、当社の責に帰することのできない事由。

第 33 条(権利の譲渡)

当社は、加入契約上の権利の譲渡を禁止します。ただし、次の場合において、契約者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合には、この限りではありません。

- (1) 相続又は法人の合併。
- (2) 譲受人(新契約者)が譲渡人(旧契約者)の加入契約に定められた施設の設置場所において、当社のサービスの提供を受けることについて旧契約者の権利義務を承継する場合。

2. 前項により、名義を変更しようとする時は、新契約者は、その旨を当社に文書により申し出るものとします。

第 34 条(加入契約書記載事項の変更)

契約者は、加入契約書記載事項のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社は、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

2. 契約者は、加入契約書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座などの変更がある場合には、事前にその旨を当社に文書によって申し出るものとします。

第 35 条(契約者等に係る情報の取扱い)

当社は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成 16 年総務省告示第 696 号)及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成 16 年総務省告示第 695 号)に基づくほか、当社が別途掲示する「個人情報保護ポリシー」及びこの約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。

2. 当社は、契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。

- (1) 契約者の確認、サービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、変更・解約等に関する諸手続き、及び料金請求や収納業務などのため。
- (2) 契約者の視聴状況や個人情報の集計・分析を行い、個人の識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査及びその分析を行い、新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。
- (3) 契約者に電子メール、郵便等により、又は電話することにより、当社の各種サービス、又は業務提携先などの商品やサービス等の情報を提供するため。なお、契約者は、届出ることにより、これらの取扱いを中止あるいは再開させることができるものとします。
- (4) 契約者から個人情報の取扱いに関する同意を得るために、電子メール、郵便等により連絡し、又は電話すること。
- (5) 契約者との電話応対時に通信録音をすることにより、問合せ内容、意見、要望等を正確に把握しサービスの向上を図るため、及び応対の向上を図り顧客満足度を高めるため。
- (6) 前各号の他、契約者からの同意を得た場合において、その範囲で利用するため。

3. 前項の規定に係らず、次に掲げる場合にあってはその限りではないものとします。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

4. 当社は、第 2 項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を業務委託先に預託することができるものとします。

5. 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。

- (1) あらかじめ本人の同意を得た場合。
- (2) 契約者のサービス利用に係る債権、債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合。
- (3) 刑事訴訟法第 218 条(裁判官の発する令状による差押等)その他、同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には当該処分の定める範囲で、又特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条(発信者情報の開示請求等)に

基づく開示請求の要件が満たされている場合。

- (4) 個人情報の保護に関する法律で認められている場合。

第 36 条(通知)

当社が、契約者の届出た住所に宛てた通知を発した場合、当該通知が契約者に届かない場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 37 条(合意事項)

本約款は、日本国の国内法に準拠するものとし、契約者と当社との間における一切の紛争等については、長崎地方裁判所を専属的合意事項管轄裁判所とします。

第 38 条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は約款の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決に当たるものとします。

第8章 付帯サービス

第 39 条(デジタル放送サービスの情報提供)

当社は、デジタル放送サービスの内容及び放送時間を原則として当社の指定する番組検索サービス(以下「EPG」という)により提供するものとします。ただし、EPGにより提供する内容及び放送時間は、変更される場合があります。

2. 当社は、内容及び放送時間の相違、間違い及び変更によっておこる損害の賠償には応じません。

附 則

1. ホテル、旅館、集合住宅(マンション、アパート等)、病院等については別に契約を定めます。
2. 空中状態の不安定が原因になる映像障害やフェーリング等が発生した場合、一時期画像が多少変化することがあります。又、雨雲の発生等、悪天候の場合は、BS波、CS波の画像が一時的に中断することがあります。なお、上記のいずれかが発生しても利用料の減額は行なわないものとしてます。
3. 国の施策により、地上波放送がアナログからデジタルへ完全移行した場合(平成 23 年 7 月 24 日予定)、地上デジタル放送を視聴する為の受信機、又は変換機の費用は契約者の負担とします。
4. 料金未払いで施設の強制停止を実行された契約者の未払い金については、当社は業締契約を締結した「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき許可を受けた債権回収業者その回収を委託することがあります。
5. 当社は、必要があるときには、この契約約款に特約を付することができます。
6. この契約約款は、平成 22 年 10 月 1 日より施行します。
7. この改正約款は、平成 24 年 8 月 1 日より施行します。
8. この改正約款は、平成 26 年 4 月 1 日より施行します。
9. この改正約款は、平成 30 年 5 月 1 日より施行します。(社名変更)
10. この改正約款は、2019 年 4 月 1 日より施行します。(一時休止の廃止)
11. この改正約款は、2019 年 10 月 1 日より施行します。(消費税増税)
12. この改正約款は、2022 年 4 月 1 日より施行します。(金額表示の変更)
13. この改正約款は、2023 年 3 月 10 日より施行します。(パススルー方式の採用)
14. この改正約款は、2023 年 4 月 1 日より施行します。(C-CAS 制御の終了)
15. この改正約款は、2023 年 6 月 1 日より施行します。(パラボラアンテナ貸与の終了)

料金表

通則

(料金表の適用)

1. ひまわりテレビケーブルテレビジョン放送施設によるサービス(以下「本サービス」という)に関する料金は、この料金表に規定します。料金表には、利用料、付加機能利用料、手数料、解約料、有料放送番組利用料及び工事代金等について定めます。

(料金等の変更)

2. 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、本サービスに関する料金等を変更することがあります。この場合には、変更後の料金等になります。

(消費税相当額の加算)

3. 約款の規定による料金表に定める料金には、料金に消費税を加算した金額を表示しています。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額が異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

4. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は、料金の減免を行なったときは、当社に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金

1. 料金

1-1. (適用)

料金の適用については第 13 条(料金の適用)の規定によるものとします。

2. 放送サービス利用料

2-1. (放送サービス利用料)

放送サービス利用料の発生は、サービスを開始した日の翌月から解約を申し出た日の属する月までです。

放送サービス基本プランは、表の基本プランの種別によります。

項目	単位	利用料(月額)	
ベーシックプラン(配線 3ヶ所まで、STB1台の利用含む)	1 契約	2,800 円(税別)	3,080 円(税込)
ミニプラン(配線 3ヶ所まで、STB1台の利用含む)	1 契約	1,800 円(税別)	1,980 円(税込)
地上・BS プラン(配線 3ヶ所まで)	1 契約	1,500 円(税別)	1,650 円(税込)
ひまわりプラン(配線 3ヶ所まで)	1 契約	600 円(税別)	660 円(税込)

※ご利用の地域又は設備の形態に応じて、視聴可能なチャンネルが異なる場合や視聴できないプランがあります。

3. 付加機能利用料、手数料

3-1. (適用)

付加機能利用料、手数料の適用については約款第 13 条(料金の適用)の規程によるものとします。

3-2. (受信機の2台目以降の利用料)

ご契約プランに追加設置するSTB1台ごとに利用料が発生します。

利用料は次の表によります。

項目	単位	利用料(月額)	
ベーシックプラン(STB1台の利用含む)	1台	1,200円(税別)	1,320円(税込)
ミニプラン(STB1台の利用含む)	1台	600円(税別)	660円(税込)

※ 複数のプランを併用する場合、ベーシックプランを基本プランとして利用料を算出いたします。

3-3. (機器・付属品及び手数料の料金)

- (1) 機器、付属品のうちSTBは、貸与品です。契約者の責任における使用不能、紛失の場合は、表の料金をお支払いいただきます。
- (2) リモートコントローラは貸与品です。保障期間は1年間です。契約者の責任における紛失の場合は、表の料金をお支払いいただきます。使用不能のときは、表の料金で交換いたします。電池交換は、契約者のご負担となります。
- (3) B-CASカードは、貸与品です。契約者の責任における使用不能、紛失の場合は、カード1枚ごとに再発行手数料をお支払いいただきます。
- (4) 契約者が設定したSTB視聴制限暗証番号を失念したときは、当社で消去いたします。
- (5) 契約者が利用料等の支払を遅延したときは、振込みにかかる手数料をご負担いただきます。
- (6) その他の貸与品について、契約者の責任における破損及び紛失の場合は、表の料金をお支払いいただきます。

料金は次の表によります。

項目	単位	料金	
セットトップボックス(STB)	1台	60,000円(税別)	66,000円(税込)
STB用リモートコントローラ(1年間保証)	1台	2,500円(税別)	2,750円(税込)
B-CASカード再発行手数料	1枚		2,160円(税込)
STB視聴制限暗証番号クリア手数料	1回	300円(税別)	330円(税込)
支払い遅延の振込手数料	1回ごと		実費負担
その他の貸与品	1単位		実費

4. 解約料

4-1. (適用)

解約料の適用については、第6条(最低利用期間)に定めるところによります。解約料の発生する基準日は、利用料の発生する月とします。

4-2. (最低利用期間)

利用料金の支払いが最低利用期間に満たない解約の場合は、次の表により解約料をお支払いいただきます。

種類	最低利用期間	単位	解約料	
STBの設置を要する基本プランへの加入・変更	6ヶ月	1契約	未利用月×月額利用料	
地上・BSプラン、ひまわりプランへの加入・変更	2年間	1契約	未利用月×月額利用料	
2台目以降の追加設置したSTB	6ヶ月	1台	3,000円(税別)	3,300円(税込)
工事費割引やキャンペーン等を適用しての加入	2年間	1契約	25,000円(税別)	27,500円(税込)

※ 地上・BSプラン、ひまわりプランから、STBの設置を要する基本プランへの変更については、この限りではありません。

5. 有料放送番組利用料

5-1. (適用)

有料放送番組利用の適用については、第17条(有料チャンネル)の規定によるものとします。

5-2. (有料放送番組利用料)

- (1) 有料放送番組は、STBを設置しているテレビで申込により視聴できます。
- (2) 利用料は、サービスの提供を受けた日の属する月から1ヶ月単位の利用料が発生します。

有料番組と料金は次の表によります。

チャンネル	利用料(月額)	備考
WOWOWプライム	3ch セットで 2,300 円(税別) 2,530 円(税込)	
WOWOWライブ		
WOWOWシネマ		
スターチャンネル 1	3ch セットで 2,300 円(税別) 2,530 円(税込)	
スターチャンネル 2		
スターチャンネル 3		
J sports 4	1,300 円(税別) 1,430 円(税込)	
東映チャンネル	1,500 円(税別) 1,650 円(税込)	
衛星劇場	1,800 円(税別) 1,980 円(税込)	
アニメシアターX(AT-X)	1,800 円(税別) 1,980 円(税込)	
グリーンチャンネル	1,200 円(税別) 1,320 円(税込)	

6. 工事代金

6-1. (適用)

工事代金の適用については、第25条(施設の設置及び費用の負担等)の定めるところによります。

6-2. (工事代金の支払い)

- (1) 工事代金の支払いは、工事完了時点より次回口座引落までの間にお支払いいただきます。
- (2) 工事代金をお支払いいただけない場合は、契約を解除し、工事代金並びに違約金をお支払いいただきます。

工事代金は次の表によります。

項目	単位	料金
新規工事代(戸建・配線1箇所までの工事)	1式	25,000 円(税別) 27,500 円(税込)
新規工事代(集合住宅等)		別途見積
テレビ増設工事代(同一建物内)	1台	5,000 円(税別) 5,500 円(税込)
テレビ増設工事代(別棟建物)		別途見積
ブースター取付工事代(機器代を含む)	1式	5,000 円(税別) 5,500 円(税込)
配線移設工事代	1式	15,000 円(税別) 16,500 円(税込)
プラン変更手数料	1回	500 円(税別) 550 円(税込)
その他の工事代		別途見積
故障点検・補修工事代		別途見積
STB増設取付工事代	1台	3,000 円(税別) 3,300 円(税込)
STB同時増設取付工事代(複数台同時取付の2台目以降)	1台	1,000 円(税別) 1,100 円(税込)

7. その他

7-1. (割増金等)

- (1) 料金支払いを不法に免れたときは、約款第19条(割増金)による割増金をお支払いいただきます。割増金は、免れた額に2倍に相当する金額に消費税を加えます。
- (2) 料金支払いが遅延したときは、約款第20条(延滞処理)による遅延損害金をお支払いいただくことがあります。遅延損害金の率は、年 14.5%とします。
- (3) 不正視聴をしたときは、約款第31条(不正視聴)による利用料の支払、復旧費用や損害賠償金の請求をいたします。

CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款 (KB0008H)

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B-CASカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B-CAS社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます）に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B-CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

- この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- ① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
 - ② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
- 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じて、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

- カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
- カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
- カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（<http://www.b-cas.co.jp>）に掲載します。

〔別表〕 カード再発行費用

- 第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用 2,160円（消費税込み）以下でCATV会社の定めによる
- 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。

ひまわりてれびインターネット接続サービス契約約款

目次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 加入契約

- 第4条 インターネット接続サービスの種類等
- 第5条 加入契約の単位
- 第6条 ドメイン名及びインターネットワークアドレスの特定等
- 第7条 最低利用期間
- 第8条 契約者回線の終端
- 第9条 加入契約申込みの方法
- 第10条 加入契約の承諾
- 第11条 インターネット接続サービスの種類の変更
- 第12条 契約者回線の移設
- 第13条 インターネット接続サービスの利用の一時休止
- 第14条 その他の加入契約内容に変更
- 第15条 譲渡の禁止
- 第16条 契約者の地位の承継
- 第17条 契約者が行う加入契約の解除
- 第18条 当社が行う加入契約の解除

第3章 付加価値

- 第19条 付加機能の提供等

第4章 回線相互接続

- 第20条 回線相互接続の請求
- 第21条 回線相互接続の変更・廃止

第5章 利用中止及び利用停止

- 第22条 利用中止
- 第23条 利用停止

第6章 利用の制限

- 第24条 利用の制限

第7章 料金表

- 第25条 料金の適用
- 第26条 料金の支払い
- 第27条 利用者の支払義務
- 第28条 手続きに関する料金の支払義務
- 第29条 工事に関する費用の支払義務

- 第30条 割増金
- 第31条 延滞処理
- 第32条 期限の利益の喪失
- 第33条 債権の譲渡と回収
- 第34条 端数処理

第8章 端末設備等

- 第35条 施設の設定
- 第36条 端末接続装置の貸与等

第9章 保守

- 第37条 当社の維持責任
- 第38条 契約者の維持責任
- 第39条 設備の修理又は復旧
- 第40条 契約者の切分け責任

第10章 損害賠償

- 第41条 責任の制限
- 第42条 免責

第11章 雑則

- 第43条 承諾の限界
- 第44条 利用に係る契約者の義務
- 第45条 禁止事項
- 第46条 情報等の削除等
- 第47条 管理責任
- 第48条 契約者の関係者による利用
- 第49条 関係法令の遵守
- 第50条 相互接続事業者のインターネット接続サービス
- 第51条 個人情報の取扱い
- 第52条 通信の秘密
- 第53条 約款の効力
- 第54条 営業区域
- 第55条 閲覧
- 第56条 合意管轄
- 第57条 定めなき事項

附則

料金表

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社ひまわりてれび(以下「当社」という)は、このひまわりてれびインターネット接続サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます)により、インターネット接続サービス(インターネット接続サービス及びそのサービスに付帯するその他のサービスとします。以下「本サービス」といいます)を提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後約款によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 (用語の定義)

約款では、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3	電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4	電気通信回線	電気通信事業者(電気事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいう)から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回路設備
5	インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6	加入申込者	当社に加入契約の申込をした者
7	加入契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための加入契約
8	契約者	当社と加入契約を締結している者
9	契約者回線	当社と加入契約に基づいて設置される電気通信回線
10	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます)又は同一の建物内にあるもの
11	端末接続装置(モデム)	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12	自営端末設備	契約者が設置する端末設備(パソコン等)
13	自営電気通信設備	電気通信事業者以外のものが設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14	相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15	技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の条件及び端末設備等規制(昭和60年総務省令第31号)で定める技術基準
16	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 加入契約

第4条 (インターネット接続サービスの種類等)

加入契約には、料金表に規定する本サービスの種類、種別、品目等があります。

2. 当社は、本サービスの一部又は全部を変更もしくは終了することがあります。

第5条 (加入契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに1の加入契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

第6条 (ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等)

インターネット接続サービスにおいて使用するドメイン名及びインターネットネットワークアドレスは、当社が許可したものをご利用して頂きます。

2. 契約者は、前項のドメイン名以外のドメイン名及び前項のインターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを使用してインターネット接続サービスを利用することはできません。

第7条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は6ヶ月とします。

2. キャンペーン等により特典を受け加入契約したときの最低利用期間は、2年とします。契約者は、利用料支払月が2年に満たないで契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表に定める解約料を支払っていただきます。
3. 契約者は、前項までに定める最低利用期間内に加入契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に定める解約料を支払っていただきます。

第8条 (契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。なお、端末接続装置は当社が提供し、所有権も当社にあります。

2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

第9条 (加入契約申込みの方法)

加入申込者は、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入申込書を契約事務を行う当社に提出していただきます。

- (1) 料金表に定める本サービスの種類、種別、品目等。
- (2) 契約者回線の終端とする場所。
- (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項。

第10条 (加入契約の承諾)

当社は、加入契約の申込みがあったときは、受付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、加入契約の申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱いに余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、加入契約の申込みを承諾しないことがあります。又当社は、承諾後においても次の各号に該当する事実が判明した場合には、違約の責めを負うことなく、その承諾を取り消すことができることとします。
 - (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術的な理由により困難なとき。
 - (2) 加入申込みをした者が自己に課せられた債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとする)の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (3) 加入契約書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違、記入漏れ等をいう)があるとき。
 - (4) 加入契約の申込みをした者が所有又は占有する敷地、家屋又は構造物等において、利害関係人がいる場合であって、当社所定の書面による利害関係人から承諾を得られないとき。
 - (5) 加入契約の申込みをした者が未成年者、成年被後見人で、それぞれの法定代理人、後見人の同意が得られないとき。
 - (6) 同一住所において、明らかに同一と認められる企業、団体、個人による加入申込みが重複するとき。
 - (7) 工事、料金支払い等について、当社が定める方法に従って頂けないとき。
 - (8) 加入契約の申込みをした者がこの約款に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (9) その他、当社の業務に著しい支障があるとき。
4. 当社が、本人性及び年齢並びに建物占有権限の確認のため、身分証等の提示を求めた場合、加入契約の申込みをした者はこれに応じるものとします。

第11条 (インターネット接続サービスの種類の変更)

契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。

2. 前項の請求の方法及びその承諾については、第9条(加入契約申込みの方法)及び第10条(加入契約の承諾)の規定に準じて取扱います。ただし、変更の申込み方法は当社が定める方法とします。この場合当社は、変更申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。

第 12 条 (契約者回線の移設)

契約者は、契約者の負担により、同一構内又は同一の建物内における、契約者回線の移設を請求できます。

2. 契約者回線の移設が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
3. 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 10 条 (加入契約の申込の承諾) の規定に準じて取扱います。
4. 第 1 項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第 13 条 (インターネット接続サービスの利用の一時休止)

当社が提供するサービスについて、一時休止は受け付けられないものとします。

第 14 条 (その他の加入契約内容の変更)

当社は、契約者から請求があったときは、第 9 条 (加入契約申込みの方法) 第 3 号に規定する契約内容の変更を行いません。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第 10 条 (加入契約の承諾) の規定に準じて取扱います。

第 15 条 (譲渡の禁止)

契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第 16 条 (契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併により契約者の地位を承継したものは、承継をした日から 30 日以内に当社に届出てください。なお、承継を証明する書面の提示を求める場合があります。

2. 当社は、契約者について次の変更があったときは、契約者の同一性及び継続性が認められる場合に限り、前項と同様であるとみなして前項の規定を準用します。
 - (1) 個人から法人への変更。
 - (2) 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更。
 - (3) 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更。
 - (4) 契約者である任意団体の代表者の変更。
 - (5) その他前各号に類する変更。

第 17 条 (契約者が行う加入契約の解除)

契約者は、加入契約を解除しようとするときは、14 日前までにそのことを当社所定の書面により当社にその旨を申出るものとします。

2. 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰属する電気通信設備の資産及び端末接続装置等を撤去します。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。
3. 契約者は、契約を解除するときは、当社が別に定める解約手数料を当社に支払うものとします。
4. 契約者は、契約を解除するときは、直ちにこの契約による権利を失います。
5. 本契約は、電気通信事業法に定める初期契約解除制度の対象となり、工事完了日から起算して、8 日間を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。書面を投函し押印された消印の時点でこの効力を発生します。

第 18 条 (当社が行う加入契約の解除)

当社は、次の場合には、加入契約を解除することがあります。

- (1) 第 23 条 (利用停止) の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、当社の指定する期間内にその停止事由を解消又は是正しないとき。
 - (2) 第 25 条 (料金の適用) に定める利用料の支払義務を怠ったとき。
 - (3) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
2. 第 23 条 (利用の停止) の規定のいずれかに該当する場合、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、催告を要しないで、直ちに本サービス提供を停止し、その加入契約を解除することができます。
 3. 当社は、第 1 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
 4. 当社は、第 1 項の規定により、その契約を解除したときは、当社に帰属する電気通信回線設備の資産等を撤去します。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

5. 契約者は、加入契約を解除されたときは、当社が別に定める解約手数料を当社に支払うものとします。
6. 契約者は、加入契約を解除されたときは、直ちにこの加入契約による全ての権利を失います。

第3章 付加機能

第19条 (付加機能の提供等)

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 回線相互接続

第20条 (回線相互接続の請求)

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出していただきます。

2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときををを除き、その請求を承諾します。

第21条 (回線相互接続の変更・廃止)

契約者は、前条(回線相互接続の請求)の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2. 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

第22条 (利用中止)

当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第24条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、インターネット接続サービスの提供が困難になったとき。
 - (4) やむを得ない事由により、当社の電気通信設備に障害が生じたとき。
 - (5) 天変地変等により、インターネット接続サービスの提供が困難になったとき。
2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるとき、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
 3. 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第23条 (利用停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、インターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- (1) インターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款により支払いを要することとなったものに限る。以下この条において同じとする)について、支払期日を経過してもなお支払われないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)
- (2) インターネット接続サービスの料金その他の債務の支払いのため、契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなかったとき。
- (3) 加入契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (4) 第44条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (5) 第45条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、第46条(情報等の削除等)第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じないとき。

- (6) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (7) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術水準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について当社の電気通信設備との接続を廃止しないとき。
 - (8) 第6条(ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等)第2項の規定に違反したとき。
 - (9) 本約款に違反したおそれのある契約者を調査するとき。
 - (10) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいづれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
2. 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめ当社所定の方法にてその理由を契約者に通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではありません。

第6章 利用の制限

第24条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であつて事業法施行規則で定めるものを優先的に取扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第7章 料金等

第25条 (料金の適用)

当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能利用料、手数料、解約料、及び工事代金等を料金表に定めるものとします。

2. 解約による工事代金の返戻はしないものとします。
3. 天変地変等の非常災害により、当社がそのサービスを廃止し、契約者に対するサービスの提供を停止した場合においても、工事代金の返戻はしないものとします。
4. 当社は、加入促進のためサービス期間を設け、料金表の利用料、工事代金の特別割引を行うことがあります。ただし、既契約者に対しては適用しないものとします。
5. 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

第26条 (料金の支払い)

料金の支払いは、加入契約書に記載した指定金融機関より支払うものとします。

2. 前項において料金の引落としができない場合、契約者は料金その他の債務について、当社が指定する方法にて支払わなければなりません。この場合に発生する手数料は、契約者の負担とします。

第27条 (利用者の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日)の属する翌月から起算して、加入契約の解除があった日(付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日)の属する月までの期間(提供を開始した日に属する月と解除又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は1ヶ月間とします。)については、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に定める利用料等の支払いを要します。

2. 前項の期間において、インターネット接続サービスの利用が出来ない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
 - (1) 第23条(利用停止)の規定により、利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスが利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その加入契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合をふくみます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)
2. 当社の故意又は重大な過失によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

3. 当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 28 条 (手続に関する料金の支払義務)

契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその加入契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合は、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第 29 条 (工事に関する費用の支払義務)

契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその加入契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第 30 条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第 31 条 (延滞処理)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除く)を定められた期日までに遅滞なく支払わなければならない。契約者が、契約者の都合により、支払指定日に支払われなかった場合は、遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2. 前項の延滞処理にもかかわらず支払期日までに支払われなかった場合には、契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除く)について、当社が定める期日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。

第 32 条 (期限の利益の喪失)

契約者は、料金その他の債務について一部でも履行を遅延したときは、当社の請求により当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をして頂きます。

第 33 条 (債権の譲渡と回収)

契約者は、当社が有する契約者の料金その他の債務について債権を譲渡することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

2. 前項の規定により譲渡する債権の取扱いについては、当社と業務契約を締結し、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき許可を受けた債権回収業者にその回収を委託することがあります。この場合、契約者の契約情報及び債権等の情報は債権回収業者に提供します。

第 34 条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

第8章 端末設備等

第 35 条 (施設の設置)

当社は、インターネット接続サービスの提供するために必要とする施設の設置工事は、全て当社又は当社の指定する者が行います。

2. 当社は、放送局から契約者宅の保安器までの施設(以下「当社施設」という)の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、契約者は、タップオフから保安器までの維持管理費用を負担するものとします。
3. 契約者は、保安器から端末接続装置までの施設(以下「契約者施設」という)の設置に要する費用を負担するものとします。
4. 本条第2項、第3項の規定により、当社施設、又は契約者施設は、それぞれの所有、又は占有に帰するものとします。
5. 契約者は、当社のサービスを提供するために必要とする施設と、加入契約以外の端末接続装置等を相互に接続してはならないものとします。
6. 契約者は、契約者の施設設置及びタップオフから保安器までの施設設置のうち敷地内について、あらかじめ地主、家主その他の利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても、当社はその責を負わないものとします。

第 36 条 (端末接続装置の貸与等)

当社は、契約者に対し、インターネット接続サービスを提供するために端末接続装置を貸与します。

2. 契約者は、第 17 条(契約者が行う加入契約の解除)及び第 18 条(当社が行う加入契約の解除)に定める解除の場合、直ちに端末接続装置を当社に返還しなければなりません。なお、当社に返還がない場合、当社は、当社が別に定める損害金を契約者に請求します。
3. 当社が認める場合を除き、契約者は端末接続装置の交換を請求できません。
4. 契約者は、端末接続装置に関する使用上の注意事項を厳守して維持管理していただきます。
5. 契約者は、故意又は過失により端末接続装置を故障、破損、あるいは紛失した場合には、当社が別に定める損害金を当社に支払っていただきます。
6. 契約者は、当社が必要に応じて行う機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し協力するものとします。
7. 当社が、この約款に基づいて貸与する機器、及び設置する設備等に必要な電気は契約者から提供していただくものとします。

第9章 保守

第 37 条 (当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年総務省令第 30 号)に適合するように維持します。

第 38 条 (契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するように維持していただきます。

2. 契約者は、自営端末設備にインターネット接続の設定を当社に依頼することができます。ただし、通常の接続業務中に自営端末設備に不具合が生じても当社は損害賠償の責を負わないものとします。設定にかかる費用を料金表に定めるものとします。

第 39 条 (設備の修理又は復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第 40 条 (契約者の切分け責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除く。以下この条において同じとします)が、当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信回線設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないこと確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から要求があった場合には、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者に通知した後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。
4. 契約者は、当社の提供するインターネット接続サービスに異常をきたしている原因が契約者の施設による場合は、その施設の修復に要する費用を負担していただきます(インターネット接続サービス以外のものも含まれます)。

第10章 損害賠償

第41条 (責任の制限)

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当社のインターネット接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社の契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均利用料(前6料金月の実績を把握する事が困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
4. 当社は、他の電気通信事業者の責めに帰す事由により、インターネット接続サービスを提供できなかったときは、契約者の請求に基づき、他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度として、契約者に対する損害額を適正に算出し賠償します。
5. 前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及びインターネット接続サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に関して、当社はいかなる損害賠償義務も負わないものとします。
6. 当社は、インターネット接続サービスを変更又は終了することがあります。なお、変更又は終了によって起こる損害賠償には応じません。

第42条 (免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第41条(責任の制限)の規定によるほか、以下に該当する場合は、何らの責任も負いません。

- (1) 天災事変による機能停止及び障害。
 - (2) 停電による機能停止及び障害。
 - (3) 伝送路施設及び利用者施設並びに受信機などに起因する事故。
 - (4) 当社施設の維持管理の必要上、インターネット接続サービスが一時的に停止するとき。
 - (5) その他、当社の責に帰することのできない事由。
2. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
 3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
 4. 当社は、当社が貸与する端末設備装置を除き、契約者が使用する機器、ソフトウェア等の動作保証をしません。

第11章 雑則

第43条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき、又は料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 44 条 (利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守るものとします。

- (1) 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物、その他の工作物等無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主、その他の利害関係者があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
 - (2) 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
 - (3) 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体をつなぐこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
 - (4) 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
 - (5) 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取付けてはいけません。
 - (6) 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意を持って管理することとします。
 - (7) 契約者は、当社が貸与した端末接続装置を改造、変造、解析等を行ってはいけません。
 - (8) 契約者は、当社が貸与した端末接続装置を当社の許可なく第三者に、貸与、質入及び譲渡してはいけません。
 - (9) 契約者は、当社が貸与する以外の端末接続装置を当社の許可なく、当社の電気通信回線に接続してはいけません。
 - (10) 契約者は、インターネット接続サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行ってはいけません。
 - (11) 契約者は、インターネット接続サービスとサービス用設備(第三者へサービスを提供するための通信設備、電子計算機、その他の機器、及びソフトウェア)と接続しないものとし、かつ当社のインターネット接続サービスの全部又は一部を第三者へ提供しないものとし、かつ
2. 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払って頂くものとします。

第 45 条 (禁止事項)

契約者は、当社が提供するインターネット接続サービスを利用して、次の行為を行わないこととします。

- (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールの送信をする行為。
- (2) (1)のほか当社若しくは他社のインターネットサービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為。
- (3) 当社若しくは他者(国内外を問わず、以下同じとする)の著作権、商標権等の知的財産を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (4) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (5) 他者を不当に差別若しくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉、若しくは信用をき損する行為。
- (6) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買、預金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為。
- (7) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらの収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為。
- (10) 他者になりすまし本サービスを利用する行為。
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為。
- (12) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為。
- (13) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (14) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の違法な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介又は誘引する行為。
- (15) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為。

- (16) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為。
- (17) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクを張る行為。
- (18) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (19) インターネット接続サービスの信用をき損する行為又はき損するおそれがある行為。

第46条（情報等の削除等）

当社は、契約者による本サービスの利用が第45条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者からクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第45条（禁止事項）の各号に該当する行為を止めるように要求します。
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。
2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第47条（管理責任）

契約者は、加入契約後、当社が契約者に付与するメールアドレス及びパスワードの管理責任を負うものとします。

2. 契約者は、第48条（契約者の関係者による利用）で規定する場合を除き、メールアドレス及びパスワードを第三者に利用させたり、又は貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。
3. メールアドレス及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、メールアドレス及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段により、連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第48条（契約者の関係者による利用）

契約者は、契約者の家族又はその他の者（以下「関係者」といいます）が本サービスを利用するときは、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの約款を遵守させる義務を負うものとします。

2. 前項の場合、契約者は、当該関係者が第45条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、又はその故意又は過失により当社により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この約款の各条が適用されるものとします。

第49条（関係法令の遵守）

当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関係法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第50条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承諾して頂くものとします。

2. 加入契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第51条（個人情報の取扱い）

当社は、契約者の個人情報を別途定める「個人情報の保護に関する基本方針」及び「個人情報の保護に関する宣言」に基づいて適正に取扱うものとします。

2. 当社は、契約者の個人情報を前項に該当する目的以外に利用しないものとし、契約者の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
3. 当社は、第1項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
4. 当社は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
 - (1) 本人の同意がある場合。
 - (2) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合。

- (3) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他の法令の規定に基づき提供しなければならない場合。
- (4) 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。
- (5) 個人情報の保護に関する法律で認められている場合。

第 52 条 (通信の秘密)

当社は、本サービスの提供に伴い取扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条(秘密の保護)に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用又は保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、契約者が第 45 条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認めれる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を発信者情報の開示請求者に提供することができるものとします。

第 53 条 (約款の効力)

約款のいずれかの条項が関係法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置きかえられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

2. この約款実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
3. この約款実施の際、現に旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。
4. この約款実施前に、旧約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかったインターネット接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 54 条 (営業区域)

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第 55 条 (閲覧)

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 56 条 (合意管轄)

本約款は、日本国の国内法に準拠するものとし、契約者と当社との間における一切の紛争等については、長崎地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 57 条 (定めなき事項)

この契約約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は、契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

附 則

(実施期日)

- この約款は、2011年10月1日より実施します。
- この約款は、2012年8月1日より実施します。
- この約款は、2012年12月1日より実施します。
- この約款は、2013年12月1日より実施します。
- この約款は、2014年4月1日より実施します。
- この約款は、2016年5月21日より実施します。
- この約款は、2018年5月1日より実施します。
- この約款は、2019年4月1日より実施します。(一時休止の廃止)
- この約款は、2019年10月1日より実施します。(消費税増税)
- この約款は、2021年4月1日より実施します。(金額表示の変更)
- この約款は、2022年7月1日より実施します。(違約金、工事代金)

料金表

通則

(料金表の適用)

5. ひまわりてれびインターネット接続サービス(インターネット接続サービス及びそのサービスに付帯するその他のサービスとします。以下「本サービス」という)に関する料金は、この料金表に規定します。料金表には、利用料、付加機能利用料、手数料、解約料及び工事代金等について定めます。

(料金等の変更)

6. 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、本サービスに関する料金等を変更することがあります。この場合には、変更後の料金等になります。

(消費税相当額の加算)

7. 約款の規定による料金表に定める料金には、料金に消費税を加算した金額を表示しています。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額が異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

8. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は、料金の減免を行なったときは、当社に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金

1. 料金

1-1. (適用)

利用料の適用については第 25 条(料等の適用)に定めるところによります。

2. インターネット接続サービス利用料

2-1. (インターネット接続サービス利用料)

インターネット接続サービス利用料の適用については、第4条(インターネット接続サービスの種類等)に定めるところによります。

2-2. (インターネット接続サービス利用料の発生)

インターネット接続サービス利用料の発生は、サービスを開始した日の翌月から解約を申し出た日の属する月までです。

インターネット接続サービスは、表のサービスの種別によります。

サービスの種類	サービスの種別	単位	利用料(月額)	内容
インターネット 接続サービス	ハイパー	1契約ごと	4,700 円(税別) 5,170 円(税込)	非固定グローバルIPアドレス 1個 メールアドレス 1個 ホームページ 5MB メールボックス 5MB
	パワー	1契約ごと	4,400 円(税別) 4,840 円(税込)	
	スマート	1契約ごと	3,800 円(税別) 4,180 円(税込)	
	スタンダード	1契約ごと	3,300 円(税別) 3,630 円(税込)	
	ライト	1契約ごと	1,800 円(税別) 1,980 円(税込)	

2-3. (インターネット接続サービス利用料の割引)

インターネット接続サービス	ケーブルテレビ放送サービス	割引額(月額)	
ハイパー	ベーシック	500 円(税別)	550 円(税込)
	ミニ		
パワー	ベーシック	500 円(税別)	550 円(税込)
	ミニ		
スマート	ベーシック	500 円(税別)	550 円(税込)
	ミニ		
スタンダード	ベーシック	500 円(税別)	550 円(税込)
	ミニ		
ライト	ベーシック	500 円(税別)	550 円(税込)
	ミニ		

※いずれのサービスの種別も他のサービスの種別との併用はできません。

3. 付加機能利用料

3-1. (適用)

付加機能利用料の適用については、第 27 条(利用者の支払義務)に定めるところによります。

3-2. (付加機能の種類)

- (1) メールアドレス追加機能
あらかじめ契約者に割り当てたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能。
- (2) メールボックス容量追加機能
あらかじめ契約者に割り当てたメールボックスの蓄積容量を拡張する機能。
- (3) ホームページ容量追加機能
あらかじめ契約者に割り当てたホームページ容量を拡張する機能。

3-3. (提供条件)

- (1) メールアドレス追加機能
 - イ) 当社は、1 端末接続装置につき当社が定める数までメールアドレスを提供します。
 - ロ) 当社は、契約者からの請求があったときは、当社が定めるところにより、メールアドレスの追加、変更を行います。
 - ハ) 電子メールとして蓄積できる通信の情報量、及び情報の蓄積期間は、当社が別に定めるところによります。
 - ニ) 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない事由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。
 - ホ) ニの規定により、メールアドレスを変更するときは、あらかじめその契約者に通知します。
- (2) メールボックス容量追加機能
 - イ) 当社は、1 端末接続装置につき当社が定める容量までメールボックス容量を提供します。
 - ロ) 当社は、契約者からの請求があったときは、当社が定めるところにより、メールボックス容量の追加、変更、その他メールボックス容量に関する内容の変更を行いません。
- (3) ホームページ容量追加機能
 - イ) 当社は、1 端末接続装置につき当社が別に定める容量までホームページの容量を提供します。
 - ロ) 当社は、契約者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、ホームページ容量の追加、変更、その他ホームページ容量に関する内容の変更を行いません。
 - ハ) 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない事由があるときは、ホームページアドレスを変更していただくことがあります。
 - ニ) ハの規程により、ホームページアドレスを変更するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

3-4. (付加機能利用料金)

付加機能は、契約者の申込により追加いたします。

付加機能は、次表の種類によります。

種類	単位	利用料(月額)	
メールアドレス追加機能	1メールアドレスごと	500 円(税別)	550 円(税込)
メールボックス容量追加機能	容量5MBごと	500 円(税別)	550 円(税込)
ホームページ容量追加機能	容量5MBごと	500 円(税別)	550 円(税込)

4. 手数料等

4-1. (適用)

手続に関する料金の適用については、第 26 条(料金の支払い)、第 27 条(利用者の支払義務)及び第 36 条(端末接続装置の貸与等)に定めるところによります。

4-2. (手数料等に関する料金)

- (1) 機器・付属品のうち端末接続装置は貸与品です。契約者の責における使用不能、紛失の場合は、表の料金をお支払いいただきます。
- (2) プラン変更の再開の手数料等は、表の料金をお支払いください。
- (3) 登録証再発行には表の料金をお支払いください。

機器代金及び手数料等は、次表の種類によります。

種類	単位	料金	
端末接続装置(モデム)	1台	30,000 円(税別)	33,000 円(税込)
端末接続装置(D-ONU)	1台	50,000 円(税別)	55,000 円(税込)
プラン変更	サーバーへの1設定作業ごと	500 円(税別)	550 円(税込)
メールアドレス変更	サーバーへの1設定作業ごと	500 円(税別)	550 円(税込)
登録証再発行	1 発行ごと	500 円(税別)	550 円(税込)
支払い遅延の振込手数料	1 回ごと	実費負担	

5. 違約金

5-1. (適用)

解約料の適用については、第 7 条(最低利用期間)、第 17 条(契約者が行う加入契約の解除)及び第 18 条(当社が行う加入契約の解除)に定めるところによります。解約料の発生する基準日は、利用料の発生する月とします。

5-2. (最低利用期間に満たない解約に関する料金)

本サービス利用料の支払いが、6ヶ月に満たないときは、6ヶ月満たない月数分を解約料としてお支払いいただきます。

解約料は、次表の種類によります。

種類	単位	料金
最低利用期間に満たない解約の解約料	1ヶ月	未利用月×消費税込月額利用料

5-3. (キャンペーン等の特典で加入したときの解約に関する料金)

工事代無料等のキャンペーン特典を受けて加入契約され、2年未満での解約の場合は、工事代相当額の解約料をお支払いいただきます。

解約料は、次の表によります。

種類	単位	料金
キャンペーン等で加入契約者の2年未満の解約料	1の契約	1 カ月分のご利用料金相当額

6. 工事代金

6-1. (適用)

工事代金の適用については、第 29 条(工事代金に関する費用の支払義務)の定めるところによります。

6-2. (工事代金の支払い)

- (1) 工事代金の支払いは、工事完了時点より次回口座引落までにお支払いいただきます。
- (2) 工事代金をお支払いいただけない場合は、契約を解除し、工事代金並びに違約金をお支払いいただきます。

工事代金は、次表の種類によります。

種類	単位	料金
インターネット接続工事(登録手数料含む)	1式	24,000 円(税別) 26,400 円(税込)
インターネット撤去工事(解約手数料含む)	1式	12,000 円(税別) 13,200 円(税込)
集合住宅等でインターネットに加入される場合 インターネット接続工事(集合住宅等)		別途見積
移設工事(配線工事を含む)	1式	15,000 円(税別) 16,500 円(税込)
モデム移動工事(同一建物・同一階)	1式	3,000 円(税別) 3,300 円(税込)
モデム移動工事(同一建物・同一階以外)	1式	5,000 円(税別) 5,500 円(税込)
モデム移動工事(同一敷地内別棟・配線工事を含む)	1式	10,000 円(税別) 10,000 円(税込)
D-ONU 移動工事		別途見積
ブースター取付工事 ※1	1式	5,000 円(税別) 5,500 円(税込)
端末接続装置(モデム)交換手数料(当社が認めたとき交換)	1個	3,000 円(税別) 3,300 円(税込)
自営端末設備の設定手数料 ※2	1回	3,000 円(税別) 3,300 円(税込)
保守・点検等		別途見積
その他工事		別途見積

※1 ブースター取付が必要なときは、ご契約前に説明いたします。

※2 パソコンのインターネットへの接続は行いますが、テレビ受信機、ゲーム機等への接続、設定は致しません。

7. その他

7-1. (割増金等)

- (1) 料金支払いを不法に免れたときは、第 30 条(割増金)による割増金をお支払いいただきます。割増金は、免れた額の2倍に相当する金額に消費税を加えます。
- (2) 料金支払いが遅延したときは、第 31 条(延滞処理)による遅延損害金をお支払いいただくことがあります。遅延損害金の率は、年 14.5%とします。
- (3) 不正利用をしたときは、第 44 条(利用に係る契約者の義務)による復旧費用や損害賠償金を請求いたします。



ひまわりテレビ